

## 消費税率の見直しにかかる後期高齢者医療保険料の見直しについて

## 【概 要】

後期高齢者の保険料（均等割）に係る軽減特例（9 割軽減及び 8.5 割軽減）について、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直しを実施し、当該後期高齢者の保険料を本則 7 割軽減とする。

なお、現行の 9 割軽減が適用される者に対しては令和元年 10 月から 7 割軽減とする。また、8.5 割軽減が適用される者に対しても令和元年 10 月から 7 割軽減とするが、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることを鑑み、令和 2 年 9 月までの 1 年間に限り、8.5 割軽減とする。

図 1 平成 30・31 年度保険料額（年額）

<b>保険料額（年額）</b> 100 円未満切捨て 限度額 62 万円	=	<b>均等割額</b> 被保険者 1 人当たり 43,300 円	+	<b>所得割額</b> 賦課のもととなる 所得金額×所得割率 8.80%
--	---	--	---	--

\* 賦課のもととなる所得金額とは前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額 33 万円を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない。）

図 2 均等割額の軽減

総所得金額等の合計が 次に該当する世帯		軽減割合			
		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
33 万円 以下	被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）	9 割	8 割	7 割（本則）	
	上記以外	8.5 割	8.5 割	7.75 割	7 割（本則）
33 万円+ (28 万円※1×被保険者数) 以下		5 割			
33 万円+ (51 万円※2×被保険者数) 以下		2 割			

※1 平成 30 年度は 27.5 万円

※2 平成 30 年度は 50 万円